

府中市情報公開条例（抜粋）

平成 12 年 9 月 26 日

条 例 第 27 号

（情報の公表）

第 30 条 実施機関は、次の各号に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき、又は当該情報が第 7 条各号に規定する不開示情報に該当するときはこの限りでない。

- （1） 市の長期計画その他市の重要な基本計画
- （2） 前号の計画に係る中間段階の案
- （3） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので実施機関が定めるもの（以下「附属機関等」という。）の報告書及び会議録並びに当該附属機関等への提出資料
- （4） 市の主要事業の進行状況
- （5） その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、同一の公文書につき複数回開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるときは、当該公文書を公表するよう努めるものとする。

（会議の公開）

第 32 条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1） 他の法令等に特別の定めがある場合
- （2） 不開示情報に該当する事項を審議する場合
- （3） 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 前項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、府中市規則で定める。